

## 神奈川県障害者雇用推進連絡会設置要綱

### 1 趣旨

本県における障害者雇用にかかる厳しい状況を打開するため、労働界、産業界及び行政による情報交換を行うとともに、障害者雇用を進めるための取組について協議することを目的として「神奈川県障害者雇用推進連絡会（以下「連絡会」という。）」を設置する。

### 2 構成

- (1) 連絡会は、労・使・行政から別表1に定める構成員をもって構成する。
- (2) 情報交換のテーマにより関係者の出席を求めることができる。

### 3 座長

連絡会の座長は、互選とする。

### 4 幹事会

- (1) 連絡会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会の構成員は、労・使・行政から別表2に定める構成員をもって構成する。
- (3) 幹事会に座長を置き、座長は神奈川県産業労働局労働部長が務める。

### 5 連絡会の庶務は、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課において所掌する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年3月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表1

労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長 自動車総連神奈川県地方協議会議長 電機連合神奈川県地方協議会議長 神奈川県教職員組合協議会議長 JAM神奈川県執行委員長 UAゼンセン神奈川県支部支部長
使用者団体	一般社団法人神奈川県経営者協会会長 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭 神奈川県中小企業経営者協会理事長 一般社団法人神奈川県経済同友会代表幹事 神奈川県中小企業団体中央会会長 神奈川県商工会連合会会長
行政	神奈川県労働局長 神奈川県副知事 神奈川県教育長 神奈川県福祉子どもみらい局長 神奈川県産業労働局長 神奈川県教育局支援部長 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川県支部 神奈川県障害者職業センター 所長

別表2

労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長 日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長
使用者団体	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事 神奈川県中小企業経営者協会事務局長 一般社団法人神奈川県経済同友会専務幹事 神奈川県中小企業団体中央会専務理事 神奈川県商工会連合会専務理事
行政	神奈川県労働局職業安定部長 神奈川県産業労働局労働部長 神奈川県労働局職業安定部職業対策課長 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 神奈川県産業労働局労働部障害者雇用促進担当課長 神奈川県教育局支援部特別支援教育課長 神奈川県障害者雇用促進センター所長 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川県支部 高齢・障害者業務課長